

森
鷗
外
作
品
集
第
五
卷

昭
和
出
版
社

森鷗外作品集 第五卷

昭和四十年十月三十日発行

定価三百八十円

著者 森 鷗 外

発行者 八 木 敏 夫

印刷者 河 野 見 木 夫

発 行 所

昭和出版社

東京都千代田区神田神保町一ノ四五

第五卷
目
次

大塩平八郎	………	三
安井夫人	………	七
山椒大夫	………	九
魚玄機	………	一三
ぢいさんばあさん	………	一八
最後の一句	………	一七
高瀬舟	………	一七
寒山拾得	………	一七
年譜	………	一九

森
鷗
外
作
品
集

第
五
卷

大塩平八郎

一、西町奉行所

天保八年丁酉の歲二月十九日の曉方七つ時に、大阪西町奉行所の門を敲くものがある。西町奉行所と云ふのは、大阪城の大手の方角から、内本町通を西へ行つて、本町橋に掛からうとする北側にあつた。此頃はもう四年前から引き續いての飢饉で、やれ盗人、やれ行倒と、夜中も用事が斷えない。それにきのふの御用日

に、月番の東町奉行所へ立會に往つて歸つてからは、奉行堀伊賀守利堅は何かひどく心せはしい様子で、急に西組與力吉田勝右衛門を呼び寄せて、長い間密談をした。それから東町奉行所との間に往反して、けふ十九日にある筈であつた堀の初入式の巡見が取止になつた。それから家老中泉撰司を以て、奉行所詰のもの一同に、夜中と雖、格別に用心するやうにと云ふ達しがあつた。そこで門を敲かれた時、門番がすぐに立つて出て、外に來たものの姓名と用事とを聞き取つた。

門外に來てゐるのは二人の少年であつた。一人は東組町同心吉見九郎右衛門の伴英太郎、今一人は同組同心河合郷左衛門の伴八十次郎と名告つた。用向は一大事があつて吉見九郎右衛門の訴狀を持參したのを、ちきにお奉行様に差し出したいと云ふことである。

上下共何か事がありさうに思つてゐた時、一大事と

云つたので、それが門番の耳にも相應に強く響いた。

門番は猶豫なく潜門をあけて二人の少年を入れた。まだ曉の白けた光が夜闇の衣を僅に穿つてゐる時で、薄曇の空の下、風の無い、沈んだ空氣の中に、二人は寒げに立つてゐる。英太郎は十六歳、八十次郎は十八歳である。

「お奉行様にちきに差し上げる書付があるのだな。」

門番は念を押した。

「はい。ここに持つてをります。」英太郎が懷を指さした。

「お前がその吉見九郎右衛門の仲か。なぜ九郎右衛門が自分で持つて來ぬのか。」

「父は病氣で寝てをります。」

「一體東のお奉行所附のものの書付なら、なぜそれを西のお奉行所へ持つて來たのだい。」

「西のお奉行様にでなくては申し上げられぬと、父が申しました。」

「ふん。さうか。」門番は八十次郎の方に向いた。「お前はなぜ附いて來たのか。」

「大切な事だから、間違の無いやうに二人で往けと、吉見のをちさんが言ひ附けました。」

「ふん。お前は河合と言つたな。お前の親父様は承知してお前をよこしたのかい。」

「父は正月の二十七日に出た切、歸つて來ません。」
「さうか。」

門番は二人の若者に對して、こんな問答をした。吉見の父が少年二人を密訴に出したので、門番も猜疑心を起さずに應對して、却つて運びが好かつた。門番の聞き取つた所を、當番のものが中泉に届ける。中泉が堀に申し上げる。間もなく堀の指圖で、中泉が二人を長

屋に呼び入れて、一應取り調べた上訴狀を受け取つた。

堀は前役矢部駿河守定謙の後を襲いで、去年十一月に西町奉行所になつて、やうく今月二日に到着した。

東西の町奉行は月番交代をして職務を行つてゐて、今月には堀が非番である。東町奉行跡部山城守良朝も去年

四月に現職に任ぜられて、七月に到着したのだから、

まだ大阪には半年しかをらぬが、兎に角一日の長がある。堀は引き廻して貰ふと云ふ風になつてゐる。

町奉行になつて大阪に來たものは、初入式と云つて、前からゐる町奉行と一しよに三度に分けて市中を巡見

する。初度が北組、二度目が南組、三度目が天満組で

ある。北組、南組とは大手前は本町通北側、船場は安

土町通、西横堀以西は神田町通を界にして、市中を二

分してあるのである。天満組とは北組の北界になつてゐる大川より更に北方に當る地域で、東は材木藏から

西は堂島の米市場までの間、天満の青物市場、天満宮、

總會所等を含んでゐる。北組が二百五十町、南組が二百六十一町、天満組が百九町ある。豫定通にすると、

けふは天満組を巡見して、最後に東照宮附近の與力町に出て、夕七つ時には天満橋筋長柄町を東に入る北側

の、迎方東組與力朝岡助之丞が屋敷で休息するのであ

つた。迎方とは新任の奉行を迎へに江戸に往つて、町

與力同心の總代として祝詞を述べ、引き續いて其奉行

の在勤中、手許の用を達す與力一人同心二人で、朝岡

は其與力である。然るにきのふの御用日の朝、月番跡

部の東町奉行所へ立會に往くと、其前日十七日の夜東

組同心平山助次郎と云ふものの密訴の事を聞せられた。

一大事と云ふ詞が堀の耳を打つたのは此時が始であつた。それからはどんな事が起つて來るか、前晚も殆

寢ずに心配してゐる。今中泉が一大事の訴狀を持つて

二人の少年が來たと云ふのを聞くと、堀はすぐにあの事だと思つた。堀のためには、中泉が英太郎の手から受け取つて出した書付の内容は、未知の事の發明ではなくて、既知の事の詮驗として期待せられてゐるのである。

堀は訴狀を披見した。胸を跳らせながら最初から讀んで行くと、果してきのふ跡部に聞いた、あの事である。陰謀の首領、その與黨などの事は、前に聞いた所と格別の相違は無い。長文の訴狀の末三分の二程は筆者九郎右衛門の身圍である。堀が今少し精しく知りたと思ふやうな事は書いてなくて、讀んでも讀んでも、陰謀に對する九郎右衛門の立場、疑懼、愁訴である。きのふから氣に掛かつてゐる所謂一大事がこれからどう發展して行くだらうか、それが堀自身にどう影響するだらうかと、とつおいつ考へながら讀むので、動も

すれば二行も三行も讀んでから、書いてある意味が少しも分かつてをらぬのに氣が附く。はつと思つては又讀み返す。やう／＼讀んでしまつて、堀の心の内には、きのふから知つてゐる事の外に、これ丈の事が残つた。陰謀の與黨の中で、筆者と東組與力渡邊良左衛門、同組同心河合郷左衛門との三人は、首領を謀めて陰謀を止めさせようとした。併し首領が聽かぬ。そこで河合は逐電した。筆者は正月三日後に風を引いて持病が起つて寢てゐるので、渡邊を以て首領にことわらせた。此體では事を擧げられる日になつても所詮働く事は出来ぬから、切腹して詫びようと云つたのである。渡邊は首領の返事を傳へた。そんならゆる／＼保養しろ。場合によつては立ち退けと云ふことである。これを傳へると同時に、渡邊は自分が是非なく首領と進退を共にすると決心したことを話した。次いで首領は伴と渡

邊とを見舞によこした。筆者は病中やうくの事で訴状を書いた。それを支配を受けてゐる東町奉行に出さうには、取次を頼むべき人が無い。そこで隔所を見計らつて托訴をする。筆者は自分と伴英太郎以下の血族との赦免を願ひたい。尤も自分は與黨を召し捕られる時には、矢張り召し捕つて貰ひたい。或は其間に自殺するかも知れない。留置、預けなど云ふことにせられては、病體で凌ぎ兼ねるから、それは罷にして貰ひたい。伴英太郎は首領の立てゝゐる塾で、人質のやうになつてゐて歸つて來ない。兎に角自分と一族とを赦免して貰ひたい。それから西組與力見習に内山彦次郎と云ふものがある。これは首領に嫉まれてゐるから、保護を加へて貰ひたいと云ふのである。

讀んでしまつて、堀は前から懷いてゐた憂慮は別として、此訴狀の筆者に對する一種の侮蔑の念を起さず

にはゐられなかつた。形式に絡まれた役人生涯に慣れてはゐても、成立してゐる秩序を維持するために、賞讃すべきものにしてある返忠を、眞の忠誠だと看することは、生れ附いた人間の感情が許さない。その上自分の心中の私を去ることを難んずる人程却つて他人の意中の私を許くに敏なるものである。九郎右衛門は一しよに召し捕られたいと云ふ。それは責を引く潔い心ではなくて、與黨を怖れ、世間を憚る臆病である。又自殺するかも知れぬと云ふ。それは覺束ない。自殺することが出来るなら、なぜ先づ自殺して後に訴狀を貼さうとはしない。又牢に入れてくれるなと云ふ。大阪の牢屋から生きて還るものゝ少いのは公然の祕密だから、病體でなくても、入らずに濟めば入るまいとする筈である。横着者だとは思つたが、役馴れた堀は、公儀のお役に立つ返忠のものを周章の間にも非難しよ

うとはしない。家老に言ひ付けて、少年二人を目通りへ出させた。

「吉見英太郎と云ふのはお前か。」

「はい。」^{れいり} 惻然らしい目を見張つて、存外怯れた様子もなく堀を仰ぎ視た。

「父九郎右衛門は病氣で寝てをるのぢやな。」

「風邪の跡で持病の^{なづかし}痼疾疾が起りまして、行歩が^な慥ひませぬ。」

「書付にはお前は内へ歸られぬと書いてあるが、どうして歸られた。」

「父は歸られぬかも知れぬが、大變になる迄に脱けて出られるなら、出て來いと申し付けてをりました。さう申したのは十三日に見舞に參つた時の事でございます。それから一しよに塾にゐる河合八十次郎と相談いたしまして、昨晚四つ時に抜けて歸りました。先生の

所にはお客が大勢ありまして、混雜いたしてゐましたので、出られたのでございます。それから。」英太郎は何か言ひさして口を噤んだ。

堀は暫く待つてゐたが、英太郎は黙つてゐる。「それからどういたした」と、堀が問うた。

「それから父が申しました。東の奉行所には瀬田と小泉とが當番で出てをりますから、それを申し上げいと申しました。」

「さうか。」東組與力瀬田^{せの}濟之助、同小泉^{せう}淵次郎の二人が連判に加はつてゐると云ふことは、平山の口上にもあつたのである。

堀は八十次郎の方に向いた。「お前が河合八十次郎か。」

「はい。」頗の圓い英太郎と違つて、これは面長な少年であるが、同じやうに小氣が利いてゐて、臆する氣

色は無い。

「お前の父はどういたしたのぢや。」

「母が申しました。先月の二十六日の晩であつたさうでございます。父は先生の所から歸つて、火箸で打擲せられて殘念だと申したさうでございます。あくる朝父は弟の謹之助を連れて、天満宮へ參ると云つて出ましたが、それ切どちらへ參つたか、歸りません。」

「さうか。もう宜しい。」かう云つて堀は中泉を顧みた。

「いかが取り計らひませう」と、中泉が主人の氣色を伺つた。

「番人を附けて留め置け。」かう云つて置いて、堀は座を立つた。

堀は居間に歸つて不安らしい様子をしてゐたが、忙しげに手紙を書き出した。これは東町奉行に宛てて、當方にも訴人があつた、當番の瀬田、小泉に油斷せら

れるな、追附參上すると書いたのである。堀はそれを持たせて使を出した跡で、暫く腕組をして強ひて氣を落ち着けようとしてゐた。

堀はきのふ跡部に陰謀者の方略を聞いた。けふの巡見を取り止めたのはそのためである。然るに只三月と書いて日附をせぬ吉見の訴狀には、その方略は書いてない。吉見が未明に伴を托訴に出したのを見ると方略を知らぬのではない。書き入れる暇がなかつたのだらう。東町奉行所へ訴へた平山は、今月十五日に渡邊良左衛門が來て十九日の手筈を話し、翌十六日に同志一同が集まつた席で、首領が方略を打ち明けたと云つたさうである。それは跡部と自分とが與力朝岡の役宅に休息してゐる所へ襲つて來ようと云ふのである。一體吉見の訴狀にはなんと云つてあつたか、それに添へてある檄文にはどう書いてあるか、好く見て置かうと堀

は考へて、書類は袖の中から出した。

堀は不安らしい目附をして、二つの文書をあちこち見競べた。陰謀に對してどう云ふ手段を取らうと云ふ成案がないので、すぐに跡部の所へ往かずに書面を遣つたが、安座して考へても、思案が纏まらない。併し何かせずにはゐられぬので、文書を調べ始めたのである。

訴狀には「御城、御役所、其外組屋敷等火攻の謀」と書いてある。檄文には無道の役人を誅し、次に金持の町人共を懲すと云つてある。兎に角恐ろしい陰謀である。昨晚跡部からの書狀には、慥な與力共の言分によれば、さ程の事でないかも知れぬから、兼て打ち合せたやうに捕方を出すことは見合せてくれと云つてあつた。それで少し安心して、こつちから吉田を出すことも控へて置いた。併し數人の申分がかう符合して見れば、容易な事ではあるまい。跡部はどうする積だら

うか。手紙を遣つたのだから、なんとか云つて來さうなものだ。こんな事を考へて、堀は時の移るのをも知らずにゐた。

二、東町奉行所

東町奉行所で、奉行跡部山城守良弼が堀の手紙を受け取つたのは、明六つ時頃であつた。

大阪の東町奉行所は城の京橋口の外、京橋通と谷町との角屋敷で、天満橋の南詰東側にあつた。東は城、西は谷町の通である。南の島町通には街を隔てて靱藏がある。北は京橋通の河岸で、書院の庭から見れば、對岸天満組の人家が一目に見える。只庭の外圍に梅の立木があつて、少し展望を遮るだけである。

跡部もきのふから堀と同じやうな心配をしてゐる。

きのふの御用日にわざと落ち着いて、平常の事務を片付けて、それから平山の密訴した陰謀に對する處置を堀と相談して別れた後、堀が吉田を呼んだやうに、跡部は東組與力の中で、あれかこれかと慥なものを選び抜いて、とう／＼荻野勘左衛門、同人伴四郎助、磯矢頼母の三人を呼び出した。頼母と四郎助とは陰謀の首領を師と仰いでゐるものではあるが、半年以上使つてゐるうちに、その師弟の關係は讀書の上ばかりで、師の家とは疎遠にしてゐるのが分かつた。「あの先生は學問はえらいが、肝積持で困ります」などと、四郎助が云つたこともある。「そんな男か」と跡部が聞くと、「矢部様の前でお話をしてゐるうちに激して來て、六寸もある金頭を頭からめり／＼と咬んで食べたさうでございます」と云つた。それに此三人は半年の間跡部の言ひ付けた用事を、人一倍念入にしてゐる。そこを

見込んで跡部が呼び出したのである。

さて捕方の事を言ひ付けると、三人共思ひも掛けぬ様子で、良久しく顔を見合せて考へた上で云つた。平山が訴はいかにも實事とは信ぜられない。例の肝積持の放言を眞に受けたのではあるまいか。お受はいたずが、餘所ながら様子を見て、いよ／＼實正と知れてから手を着けたいと、折り入つて申し出た。後に跡部の手紙で此事を聞いた堀よりは、三人の態度を目のあたり見た跡部は、一層切實に忌々しい陰謀事件が謠かも知れぬと云ふ想像に伴ふ、一種の安心を感じた。そこで逮捕を見合せた。

跡部は荻野等の話を聞いてから考へて見て、平山に今一度一大事を聞いた前後の事を精しく聞いて置けば好かつたと後悔した。をとつひの夜平山が來て、用人野々村次平に取り次いで貰つて、所謂一大事の訴をし

た時、跡部は急に思案して、突飛な手段を取った。尋常なら平山を留め置いて、陰謀を鎮壓する手段を取るべきであるのに、跡部はその決心が出来なかつた。若し平山を留め置いたら、陰謀者が露顯を悟つて、急に事を挙げはすまいかと懼れ、さりとて平山を手放して此土地に置くのも心許ないと思つたのである。そこで江戸で勘定奉行になつてゐる前任西町奉行矢部駿河守定謙に當てた私信を書いて、平山にそれを持たせて、急に江戸へ立たせたのである。平山はきのふ曉七つ時に、小者多助、雇人彌助を連れて大阪を立つた。そして後十二日目の二月二十九日に、江戸の矢部が邸に着いた。

意志の確かでない跡部は、荻野等三人の詞をたやすく聴き納れて逮捕の事を見合せたが、既にそれを見合せて置いて見ると、その見合せが自分の責任に歸する

と云ふ所から、疑懼が生じて來た。延期は自分が極めて堀に言つて遣つた。若し手遅れと云ふ問題が起ると、堀は免れて自分は免れぬのである。跡部が丁度この新に生じた疑懼に悩まされてゐる所へ、堀の使が手紙を持つて來た。同じ陰謀に就いて西奉行所へも訴人が出た、今日當番の瀬田、小泉に油斷をするなと云ふ手紙である。

跡部は此手紙を讀んで突然決心して、當番の瀬田、小泉に手を着けることにした。此決心には少し不思議な處がある。堀の手紙には何一つ前に平山が訴へたより以上の事實を書いては無い。瀬田、小泉が陰謀の與黨だと云ふことは、既に平山が云つたので、荻野等三人に内命を下すにも、跡部は綿密な警戒をした。さうして見れば、堀の手紙によつて得た所は、今まで平山一人の訴で聞いてゐた事が、更に吉見と云ふものの訴